

令和5年度 亘理町いじめ問題再調査委員会  
第6回委員会 会議録

- 開催日時 令和5年6月26日(月)午後2時30分
- 開催場所 亘理町役場 2階 中会議室2
- 出席者  
長谷川啓三委員長、鎌田健司副委員長、川端壮康委員、佐々木央委員、神春美委員
- 説明のために出席した者  
奥野光正教育長、南條守一教育次長、太田貴史教育総務課長、久保昭裕総務班長

【公 開】

(久保班長) 定刻となりましたので、只今から、亘理町いじめ問題再調査委員会第6回を開会致します。始めに長谷川委員長よりご挨拶を頂戴します。

(長谷川委員長) 今日は、こちら亘理町で委員会ということになりました。

私も駅を降りて、こちらにもう1人の委員の方と歩いてまいりましたが、やっぱり、風光は良いと言いますか、とてもいい季節で、少しですが味わせていただきました。今日も議論をお願いすることになりますが、委員の先生方にはよろしく願いいたします。

(久保班長) それではここで、本委員会の公開、非公開の確認を致します。委員長から委員にお諮り頂いて、確認頂ければと思います。

(長谷川委員長) はい。審議以降は、非公開でよろしいでしょうか。いつもの様にしばらく始めてから、この辺りからと致しましょうか。

(神委員) はい。

(長谷川委員長) それでは、少し始めさせていただいて、そして、ここから先は、委員だけの方が良いなというところで、非公開ということにいたしましょうか。

それでは審議を始めてまいります。

始めに確認いたしますが。前回提供頂いた、いじめ自殺損害賠償の問題と、今回提出いただいています。再調査案につきまして、改めて、鎌田副委員長にご説明お願い

したいと思います。

(鎌田副委員長) はい。まず前回お休み頂きまして、申し訳ありませんでした。前回報告する予定だった、いじめ自殺損害賠償の問題について説明をしたいと思います。

こちらは、神委員からご紹介があった『判例時報』という雑誌に掲載されていた論文を、本当に簡単にまとめたものなので、ちょっと正直これでいいのかっていうところもあるのですが。

『判例時報』というのは、法律家、実務家、主に裁判官、弁護士が読むもので、本当に専門家向けになっていて、私も読んでみて非常に難しい内容でした。

裁判官が、ご自身の実務経験に基づいて書かれているもので、非常に難しいものでしたので、本当に分かりやすくしたつもりではありますが、ちょっと分からない点があれば、またご質問頂くことに致します。

まず、いじめ自殺損害賠償の裁判例について、その裁判官の経験上ですね。従来のいじめってというのは、いわゆる苛烈暴力型と書いていますが、暴行とか脅迫とか恐喝とか非常に分かりやすい形で、それに伴って自殺があったという場合に、従来の考え方では、そういったいじめでもって自殺があるっていうのは、極めて稀有で特異な事例だというふうにされてきました。

いじめがあったからといって自殺するというのは特異な事例というような、それが裁判所の従来の考え方でした。その結果、従来の裁判例はですね。いじめのいわゆる予見可能性って、予測可能性という、もう少し分かりやすいですかね。

そういった場合に、学校設置者は賠償責任を負うとされているのですが、いじめ自殺については、予見できない予測できないから、死亡についての賠償責任は負わないというふうに考えられてきました。

まあ特異なことなので、学校側として予見できないだろうと。そんなものについて責任を負わせられないというのが従来の裁判例でした。

これを予見可能性説、具体的予見可能性必須説というふうに、この裁判官の方は言われていました。

それに対して近時のいじめってというのが、だいぶ様変わりしてきたと。

従来は、苛烈暴力型と言われたのに対して、人格否定型というふうに名付けていますが、暴力とか脅迫とか恐喝とか分かりやすいものでなくて、例えば、仲間外れとか無視とか、そういった形で非常に見えにくい形になってきていると。それを人格否定型と名付けています。

その結果、近時ですね、このいじめ自殺が周知性を獲得してきたと言われていま

す。

周知性を獲得って、より難しい言い回しですが。要するに、周知のことになってきていると、皆さんよくご存知のことになってきていると。

その最たるものが、いじめ防止対策推進法ですね。いじめが生命を奪うことになりかねないという。そういうようなことを前提に学校側に対策を求めているという。

そういうわけで、法律上も、いじめ自殺というのは、あり得ることなんだから、注意しなさいというふうになってきていると。

近時の裁判例も、この学校側の自殺に対する予見可能性を、緩和していると、あまり厳しく求めないとふうになってきているのではないかと。

一般的予見可能性で足りる。具体的に、これこれ、こういう事情があったから、これは自殺するんじゃないかと思いましたが、そういった具体的などころまでは求めない。

一般的に、いじめがあると自殺はあり得ると。その自殺自体ではなくて、その自殺の危険性は、あるんでないかというところで足りるとかですね。

あるいはそういった予見可能性は、そもそも要らないとかですね。

そういった形で予見可能性を緩和しているっていうのが近時の裁判例。

それをそのまま認めたというかですね、そういった考え方で、学校設置者の責任を認めたものとして、東京高等裁判所の平成14年の裁判例があるというふうに紹介されています。

次に、他の自殺損害賠償訴訟との比較をされていました。

学校におけるいじめ自殺ではなくて、職場における過労自殺、過労でもって自殺された人がいた場合に、その自殺した人の遺族が会社を過労によるものだとということで訴えるというそういう裁判。

それから自衛官ですね。いじめ自殺訴訟。その自衛隊の内部ですね。

今もまたセクハラとかそういったものが問題になっていますが、自衛隊内部でのいじめによって自殺した人の遺族ですね。訴えた事案、そういったものを紹介して、過労自殺とか閉鎖的空間である職場でのいじめによる自殺っていうのは、周知のものとされていると。

学校のいじめ自殺は従来特異なものとされていましたが、こういった職場での過労とか、閉鎖的空間、自衛隊内での空間での職場でのいじめでの自殺は、どちらかというと周知のものとされていて、あまり具体的予見可能性は厳しく求められていなかったと。

それから交通事故自殺訴訟というのもあってですね。

交通事故で。怪我をした人が、その後のことで思い悩んで、自殺をしたなんていう

例もあるんですが、そういったものについては、どちらかというところ、あんまりこう周知のものとされていないというふうに比較しています。

ただ、これを自殺と因果関係があるんだというふうに認めた最高裁判でもありますが、そんなふうに紹介しています。

それから、いじめと同じような学校での問題として体罰による自殺訴訟というのがあると。

体罰を受けてですね。生徒が自殺したような場合ですが。

これについても従来は体罰後に自殺するっていうのは、どちらかと言うと特異なもので、因果関係は否定されてきた。

ただ、これも近時は、体罰後の自殺を体罰の危険性が現実化したものと見て、因果関係を認める傾向にあるとどのように裁判例を紹介されています。

裁判例だけじゃなくて、学者がどう言っているのかっていうのも紹介しているんですが、それもやっぱり従来はですね具体的予見可能性必須説っていうのが主流ではあったんですが、近時は、裁判例と同じ様に予見可能性緩和説というのが多くなってきています。

具体的要件可能性必須説について、論者の方はですね。いじめ自殺の統計的少なさっていうのを重視している。いじめ自殺は統計的には少ないと。

特異なものだから、それを予測できないような時にまで責任認めるのはどうかというように具体的予見可能必須説の論者が言うんですが。

ただ、最高裁の裁判例を見ると、統計的確率が低い場合でも、責任認めているじゃないかと。

その例として、インフルエンザの予防接種禍訴訟。

インフルエンザの予防接種をして亡くなった方ですね。今も、コロナワクチンでの予防接種禍もあるんですが。

そのインフルエンザの予防接種で亡くなった人が、国を訴えた訴訟で、その国側の責任を認めている。統計的な確率は低いんだけど認めているじゃないかと。

それから、学校事故。落雷事故の訴訟ですね。学校側の責任を認めた例があるんですが、サッカーの試合中に落雷があったケースで。晴れていたのが、突然暗雲が漂い落雷があったという事案で。それでたまたま、サッカーをしていた生徒に直撃して亡くなったと、で学校の責任が問われたと。中止すべきだったんじゃないかということで、顧問の責任が問われた。

これについて最高裁判例が、落雷で、たまたまそこに落ちてですね。亡くなってしまふなんていうのは、統計的には確率は低いということにはなるんですが、ただ、最高裁判例は、そういう場合であっても、責任を認めると。

予見義務違反といって、そういったこともあり得ることを学校側としては、予見すべきだったということで責任を認めていると。

それから過労自殺の訴訟もです。統計的には、過労自殺がそんなに多いことではないけど、それでも認めているというような反論をこの論者はされている。

総括として、いじめ自殺は、このように今や周知性を獲得している。

法律上も、それを前提に学校に対策を求めていると。

だから、予見可能性緩和説が相当なんだと。

他の自殺関連訴訟、学校事故の最高裁裁判例とも整合するし、学説の体制とも合致すると。

だから、私の、この考えが、正しいんだというようなことで書かれています。

次のところでは、いじめ自殺賠償の問題、予見可能性緩和説ですね。この筆者の説によれば、今後その予見可能性っていうのは、あまり厳しく問われないと。

いじめがあって、自殺があったら、それで学校側の責任は問われるのか、負ってしまうのかということについて、どこが焦点になってくるかということ、加害生徒による過度のいじめと当該自殺との間の因果関係。ここが、学校側の責任の成否を決する分水嶺になるんだと。

具体的には、過度のいじめの悪質性、重大性の程度ですね。これがまず問われるだろうと。この悪質性、重大性の程度が大きければ大きいほど、自殺との因果関係は認められやすくなるだろうということかなと思います。

それからもう一つ、自殺の他の原因の有無ですね。これが、あったかどうか。

これが無ければ、因果関係が認められやすいでしょうけど、何かあれば認められにくくなるんだらうと、そういうような検討をされています。

このいじめの悪質性、重大性の程度ですね。最初に言った基準についてはですね、この筆者は以下の14項目が判断要素になるだろうというふうにあげております。

この1から10のところはプラス要素ですね。11から14のところをマイナス要素として、例えばですが、これをそれぞれ数値化して合計したらどうかと。

1から10までのところでまず何ポイントになるのか。それから11から14のところでもマイナス何ポイントになるのか。

それで何点以上だったらいじめと自殺の因果関係が、認めても良いのでないかと。まあ客観化を試みようとしているということですかね。適当に判断するのではなくて、客観的な、こういった指標に基づいてやってみてはどうかというのは、この筆者の最後の見解でありました。これについては以上です。

(長谷川委員長) はい、ありがとうございます。とっても明解ですね。ありがとう

ございました。

それでもう一つ方は報告書の案が出されています。

(鎌田副委員長) もうちょっと後でこれは、中身に入ったところで。

(長谷川委員長) そうですね。中身に入ったところでやりましょう。

どうですか。ご質問等ありませんか。

(神委員) 私、この『判例時報』を皆さんに読んでほしいなと思っていたので紹介しました。

従来いじめの予見性については、割合否定的だったところが多かったので。

ところがあの論文は、絶対じゃないんだと。

それはね、予見性を絶対とするものでなくて、やっぱりできたことから判断していく方がいいんじゃないのと。

実際にはそういう判例も最近は出てきているんだというふうに。

でも、こういうのをもとにして、もう1回、推進法をちょっと検討してほしいなと、個人的には思うところもあったので。今回の審議のなか直接は関係ないけども。参考にはなるかなと思って、皆さんにも紹介させて頂いたところです。鎌田先生にこうやって、改めてまとめていただくと、なるほど、そういうことなのかと分かりました。ありがとうございます。

(鎌田副委員長) いいえ。

(長谷川委員長) なるほど。最後のポイント、プラス、マイナスというのも。

(川端委員) すみません。ちょっとこれ聴きたいんですけど。

損害賠償を法的に請求できるっていうことは、相手に何らかの瑕疵とか義務違反があるってことなんですか。

(鎌田副委員長) まずそうですね。過失を求められるので。

(川端委員) だから本来やるべきことをやってなかった時、義務として職務として、本来やるべく義務を果たしていないところがあるから、損害賠償の対象となるという、そういう理解でよろしいですか。

(鎌田副委員長) そうですね。はい。

(佐々木委員) 予見可能性の先に、結果回避義務っていうか、結果回避可能性っていうか。

(鎌田副委員長) それも、もちろん必要ですね。

(佐々木委員) そこのところのできたのに、やらなかったからいけないっていう構成になるんですよね。

(鎌田副委員長) そうですね。予見可能性と結果回避可能性というのが必要ですね。

(佐々木委員) そうですね。はい。これ結果回避性に特に触れていらっしやらないのは、大したハードルじゃないっていうことになるんですかね。

(鎌田副委員長) いや。従来むしろ結果回避可能性よりも、この予見可能性のところはハードルとして高くして…。

(佐々木委員) 弾かれているってことですね。

(鎌田副委員長) そうですね。そこで自殺までの責任は認められないとされてきたので、そこについてのハードルは、もう少し下げていいんじゃないのっていうことなんでしょうけどね。

(佐々木委員) 分かりました。ここに周知性っていうのは大きいわけですね。

(鎌田副委員長) そうですね。

(川端委員) さっきの話のついでになりますけど。

その相手の瑕疵というのは、法的に言うと、どういうふうな瑕疵になるのでしょうか。

例えば、職務上何とか違反とかいうふうになるのかとか、どういうふうな位置づけになるんですか。それは法的に言うと。

(鎌田副委員長) 学校の…。

(川端委員) 何らかの学校が果たすべき義務を果たしてないから、損害賠償を問われるんだと思うんですけど、その果たすべき義務を果たしていないというのは、法的にはどのような状態なんですかね。

例えば、業務上過失とか、そういうことなんですか。

(鎌田副委員長) 業務上過失っていう刑法上の概念ではありますけど、それと同じようなものにはなるんですけど。

学校として、結果回避可能性が前提でありますけど。

こういったいじめの発生と、それによって生じる結果が、予見できる時に、学校として行うべきことを行ったかどうか。

(川端委員) 損害を与えてしまったから賠償請求という話ですか。

(鎌田副委員長) そうですね。

(川端委員) なるほど、分かりました。

(鎌田副委員長) いじめ防止対策推進法においては、その中に色々と学校としてすべきことが書いてあるので、そういうことを具体的にしていたのかどうかというのが一番ポイントにはなってくるのかなと。

最近の裁判例なんかは、結構それに基づいて、やっていますね。

(長谷川委員長) はい。ありがとうございます。

他によろしいですか。それでは、事実関係の不明点ということで。今からはこの事実関係の不明点等を中心に議論を重ねてまいりたいと思いますが、ここでどうでしょうか。非公開の方がいいかなという感じがいたしますが。よろしいですか。

(神委員) はい。

(長谷川委員長) それではここからは非公開とさせていただきますので、よろしくお願いたします。